

退職後の健康保険加入のご案内



在職中に
全国健康保険協会
(協会けんぽ)の
健康保険証を
お持ちの方へ

◆在職中の健康保険証が使えるのは**退職日まで**です◆

退職後の健康保険には、
「**国民健康保険**」「**協会けんぽの任意継続**」「**ご家族の健康保険(被扶養者)**」
の3種類があります。

保険料などを比較のうえ、ご自分にあった健康保険をお選びください。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください	退職日までに被保険者 期間が継続して2カ月以 上あることが必要です 退職日の翌日から 20日以内に手続きが 必要です	ご家族が加入している 健康保険の扶養認定条件 を満たす必要があります ※ご家族の勤務先にお問い合 わせください
保険料	加入する世帯の人数や、 前年の所得などによって 決まります ※離職理由により保険料が軽 減されることがあります ※お住まいの市区町村により 保険料額が異なります	退職時の健康保険料の 2倍*となります (*金額に上限があります) ※お住まいの都道府県と退職 前に加入されていた協会け んぽの都道府県が異なる場 合等、2倍にした額とならな い場合があります	被扶養者の保険料負担は ありません

任意継続の詳細は、協会けんぽ愛知支部、またはホームページにてご確認をお願いします。

- ・こちらのご案内や申請用紙は、ホームページより印刷できます。
- ・メールマガジンでは役立つ情報を配信中です。ぜひご登録ください。

協会けんぽ 愛知

検索

 全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒461-8515 名古屋市東区葵1-13-8

TEL 052-979-5190(代表)

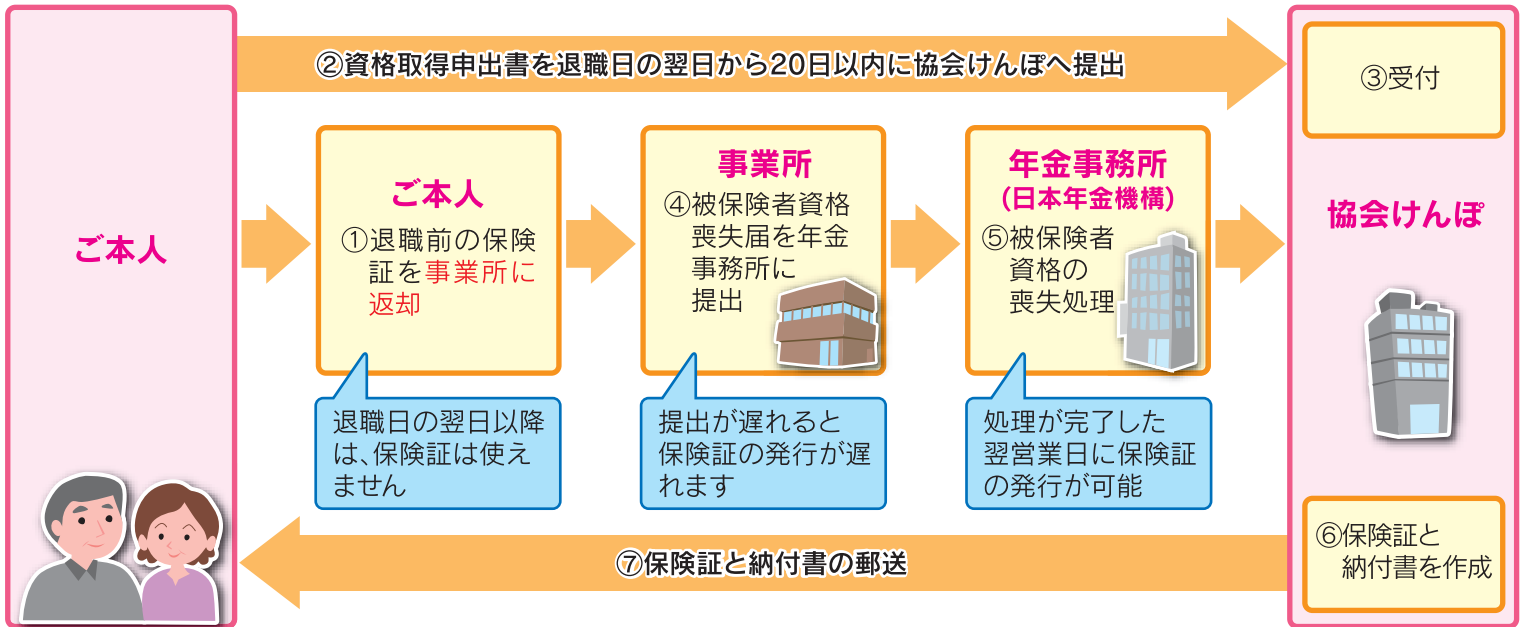
【受付時間】午前8:30～午後5:15 (土日祝・年末年始を除く)

裏面もご覧ください

1 協会けんぽの任意継続 加入の手続き

- お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を退職日の翌日から20日以内(20日目が土日、祝日の場合は翌営業日)にご提出ください。
- 申請は便利な郵送をご利用ください。(20日以内に必着するようお送りください。)
- ご家族を被扶養者として手続きする場合は、被扶養者の収入の有無にかかわらず、生計維持関係を証明できる書類の添付が必要な場合があります。詳しい添付書類は、協会けんぽ愛知支部、またはホームページにてご確認をお願いします。

2 任意継続の申請から保険証が発行されるまでの流れ



※保険証が送付されるまでに医療機関で診療を受けて全額自己負担された場合は、保険証が届いた後に「療養費支給申請書」をご提出いただくことで保険負担分が払い戻されます。

3 協会けんぽの任意継続に加入された場合

被保険者期間

●最長で2年間です。ただし、次のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。

- ・保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ・被保険者が就職して健康保険の被保険者資格を取得したとき
- ・被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき
- ・被保険者が亡くなったとき

※途中で国民健康保険に加入する、またはご家族の被扶養者になるという理由で、任意継続をやめることはできません。

保険料

●退職後は事業主負担分も負担することとなりますので、退職時の健康保険料の2倍となります。(お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍した額とならない場合があります。)

※1カ月分の保険料の算出方法は次の通りです。

退職時の標準報酬月額
(上限28万円)

×

お住まいの都道府県別
保険料率

=

1カ月分の保険料

- ・40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。
- ・保険料率は協会けんぽホームページまたは都道府県支部にご確認ください。

●原則2年間変わりません。(保険料率が変更される場合などを除きます。)

●毎月、納付書による納付(毎月10日まで)と、口座振替による納付があります。また、毎月納付の他に一括して納付すると割引となる前納制度もあります。

保険給付

●医療機関等での窓口負担は、在職中と同様の負担割合です。

●在職中と同様の給付金を、原則受けることができます。

※資格喪失後に傷病手当金および出産手当金の給付対象になるのは、在職中からの継続給付の要件を満たす場合に限りです。

●高額療養費の多数該当について

任意継続を選択した場合は通算されます。

「ご家族の健康保険(被扶養者)」又は「国民健康保険」を選択すると、通算されないのご注意ください。